

# 意見書 (医師記入)

みずはし保育園長様

入園児童氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年 月 日生

(病名) (該当疾患に  をお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻しん (はしか) ※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※ A型 B型
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘 (水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱 (プール熱) ※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

\_\_\_\_\_年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

㊞

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ 保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ 上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出して下さい。

## 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）より

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること （乳幼児にあっては、3日経過していること）
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺 顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）※	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

# 登園届 (保護者記入)

みずはし保育園長様

入園児童氏名

年 月 日生

(病名) (該当疾患に  をお願いします)

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑 (りんご病)
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹
	アタマジラミ症★
	疥癬 かいせん★
	伝染性軟属腫 (水いぼ) ★
	伝染性膿痂疹 (とびひ) ★
	B型肝炎★
	咽頭結膜熱 (プール熱) 以外のアデノウイルス感染症★
	その他 ( )

(医療機関名) \_\_\_\_\_ ( 年 月 日受診) において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名

印

## ※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、「登園のめやす」を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）より

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 かいがようが発症した数日間	発熱や口腔内の水疱 ほう ・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病） 発しん出現前の1週間 全身状態が良いこと	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱 ほう ・潰瘍 かいようの影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
アタマジラミ症★		駆除用のシャンプーで毎日洗い、目の細かいクシで丁寧に頭髪の根元からすき、シラミや卵を取り除く
疥癬 かいせん★		皮膚科を受診し外用薬・内服薬により治療する
伝染性軟属腫（水いぼ）★		皮膚科を受診し処置を受け衣類、包帯、耐水性ばんそうこう等で覆い、他の子どもへの感染を防ぐ
伝染性膿痂しん（とびひ）★		皮膚科を受診し外用薬、内服の投与を受け、病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってあること
B型肝炎★		医師の指示を受ける
アデノウイルス感染症★ 【咽頭結膜熱（プール熱）以外】		医師の指示を受ける

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

★保育所において特に適切な対応が求められる感染症